

**特定施設入居者生活介護
事業者募集要項
(令和元年8月募集)**

令和元年8月

仙台市健康福祉局介護事業支援課

目 次

1. 募集の概要	1
2. スケジュール	1
3. 応募の手続き等	2
4. 提出書類	3
5. 応募資格	3
6. 応募要件	4
7. 応募に当たっての留意事項	5
8. 事業計画の審査	7
9. その他	8

1. 募集の概要

仙台市では、平成30年度から令和2年度までの3か年にわたる「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において、特定施設入居者生活介護の整備目標数を定めており、計画的に整備を進めることとしております。

今回の募集は、この計画に基づき、特定施設入居者生活介護の整備事業者を募集するものです。

(1) 募集内容

- サービスの種類：混合型特定施設入居者生活介護
- 施設種別(※₁)：有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム
- 整備予定数：100人分程度(※₂)
- 募集対象地区：仙台市内全域

※₁ 施設種別に応じた事業計画の要件については、「6. 応募要件」の(2)及び(3)をご覧ください。

※₂ 複数の事業計画を選定した際に、整備予定数の100人を超過した場合は、応募いただいた整備計画定員を調整させていただく場合があります。

(2) 開始時期等について

令和2年度末までに着工し、令和4年4月1日までに事業を開始（介護保険法による指定）するものとします。

2. スケジュール

募集及び選定のスケジュール（予定）は、以下のとおりです。

日 程	概 要
令和元年9月20日（金）	募集要項等に対する質問受付
令和元年10月25日（金）	応募書類の受付期限（〆切）
令和元年11月下旬～12月上旬	事業者に対するヒアリング
令和2年2月上旬	結果の通知及び公表

3. 応募の手続き等

(1) 手続きに関する質問受付・回答

手続きについての質問は、「募集要項等に対する質問書」(様式第 14 号)により提出してください。電話及び口頭での質問は、受け付けません。

① 質問受付	(ア) 質問受付期間 令和元年 9 月 20 日 (金) 午前 9 時から午後 5 時まで
	(イ) 質問の提出方法 「募集要項等に対する質問書」(様式第 14 号)に必要事項を記入し、 <u>Eメール</u> で送信してください。 ※ 送信後に必ず介護事業支援課指定係へ着信確認の電話をしてください。 電話 : 022 (214) 8169
	(ウ) 送信先 E-Mail アドレス : fuk005180@city.sendai.jp 仙台市健康福祉局介護事業支援課指定係
② 回答について	質問のあった項目を取りまとめ、ホームページに掲載することにより回答とさせていただきます。回答は、令和元年 10 月 4 日 (金) を予定しております。 質問内容によっては、関係機関への照会を行いますので、時間を要することがあります。ご了承ください。 URL : http://www.city.sendai.jp/korekikaku-shisetsu/jigyosha/h30tokuteikobo.html

(2) 応募書類の提出及び受付

応募書類は、郵送でのみ受付いたします。応募書類の持参による受付はいたしませんので、応募受付期限(令和元年 10 月 25 日 (金) 午後 4 時必着)まで余裕をもって、ご提出ください。

書類受付期限	令和元年 10 月 25 日 (金) 午後 4 時必着
提出方法	<u>応募書類 1 部 (正本) と電子データ (USB メモリ) を郵送ください。また書類発送後は、Eメールを送信してください。(持参による書類の提出は受付はいたしませんので、余裕を持って、ご郵送ください。)</u> ・ Eメールには、法人名、ご担当者名、応募書類の発送日を記載ください。 ・ タイトルは「令和元年度特定施設応募」としてください。

書類の受付	<p>介護事業支援課からの事業者宛の応募受付完了のEメールの送信をもって、受理といたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受付完了のメールは、事業者からのEメールと応募書類が整っていることを確認の上での送信となります。 ・ 11月1日（金）を過ぎても応募受付完了のメールが届かない場合は、電話にてお問い合わせください。 <p>※ 応募書類に不備がある場合で介護事業支援課が別途指定する期日までに応募書類が整わない場合は、不受理とし、審査対象としない場合があります。</p>
提出及び連絡先	<p>提出先：仙台市健康福祉局介護事業支援課（仙台市青葉区国分町三丁目7-1）</p> <p>Eメールアドレス：fuk005180@city.sendai.jp</p> <p>電話：022（214）8169</p>

4. 提出書類

応募に必要な指定様式は、仙台市ホームページからダウンロードしてください。

応募書類は、「提出書類一覧」を最上位とし、以下提出書類一覧の順番にA4版フラットファイルに左綴じで整理し、目次及びインデックスをつけた上で、正本1部を提出してください。ファイルのタイトルは、「令和元年度 特定施設募集者書類一式 ○○（法人名）」としてください。

併せて、指定様式の電子データを保存したUSBメモリを郵送してください。本市の事務作業上、応募書類のデータをパソコンにコピーさせていただきます。仙台市ホームページからダウンロードする様式については、wordもしくはexcel形式で作成しておりますので、ファイル形式は変更しないようにお願いします。

提出の際は、応募事業者においても手元に当該書類一式の控えを保管してください。後日、応募書類の副本1部を提出していただきます。

応募書類提出後は、応募事業者の都合による計画の変更は一切認めません。また、応募書類は返却いたしません。

なお、本市が必要と判断した場合に、本市から書類の追加、補正等を求めることがあります。

5. 応募資格

- (1) 法人であること。
- (2) 介護保険法第70条第2項各号のいずれにも該当しないこと。

- (3) 法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または当該暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

6. 応募要件

応募にあたっては、下記の(1)から(6)までの全ての要件を満たすことが必要です。

なお、応募書類の受理後、要件を満たしていないことが判明した場合は、その後の選定審査の対象から除外します。

- (1) 介護保険法及び関連する省令等に定められた指定基準やその他関係法令を満たしていること。
- (2) 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅または軽費老人ホームそれぞれの施設種別に応じた法令、基準、指導指針等の要件を満たす計画であること。
- (3) 以下の(ア)から(ウ)までのいずれかに合致する事業計画であること。
- (ア) 老人福祉法第29条第1項の規定による有料老人ホームの届出を行った上で特定施設の指定を受ける予定の施設又は高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条のサービス付き高齢者向け住宅の登録を行った上で特定施設の指定を受ける予定の施設の新設
- (イ) 特定施設入居者生活介護の指定を受けている既存の有料老人ホームまたはサービス付き高齢者向け住宅の増床
- (ウ) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない次の既存施設の転換
- ・ 住宅型有料老人ホームから介護付有料老人ホームへの転換
 - ・ サービス付き高齢者向け住宅からサービス付き高齢者向け住宅（特定施設）への転換
 - ・ 軽費老人ホームから軽費老人ホーム（特定施設）への転換

	有料老人ホーム	サービス付き 高齢者向け住宅	軽費老人ホーム
(ア)特定施設の新設	○	○	—
(イ)特定施設の増床	○	○	—
(ウ)特定施設への転換	○	○	○

- (4) 民間金融機関からの借入（独立行政法人福祉医療機構の協調融資を含む。）を予定している場合は、融資見込証明書等（様式第 13 号）により融資見込額等の確認ができること。
- (5) 事業開始時期の要件（令和 4 年 4 月 1 日）までに確実に事業開始が可能な事業予定地が確保されており、当該事業予定地が係争地でないこと。
- (6) 事業予定地を賃借契約で確保する場合は、定期借地契約でないこと。
- (7) 事業予定地及び建物に抵当権等第三者の権利が設定されていないか設定されている場合は、選定後、事前協議終了までの間に抹消される予定であること（特定施設を増床する計画（(3)の(イ)）又は特定施設へ転換する計画（(3)の(ウ)）で、既存施設又は既存住宅の整備を目的として当該事業予定地または建物に抵当権（元本が確定していない根抵当権を除く。）が設定されている場合を除く。該当する場合は、「様式第 11 号」を提出すること。）。

7. 応募に当たっての留意事項

(1) 併設について

同一建物内における他の介護保険事業所との併設については、下記のとおりです。

- ① 随時募集を実施している地域密着型サービス（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、看護小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護）と併設する場合は、別途事前申出の手続きが必要となります。
- ② 本市で公募する他の事業（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護（建設費補助あり）、看護小規模多機能型居宅介護（建設費補助あり））と併設する場合は、別途公募の手続きが必要となります。
- ③ ①、②以外の事業と併設する場合は、別途担当部署と協議が必要となります。

※ 事業予定地によっては、併設ができない事業があります。併設を予定している事業の整備が可能なのか別途担当部署にご確認ください。

(2) 資金計画について

資金計画書に記載する自己資金の合計額は、法人の預金残高証明書に記載されている金額を上限とします。

(3) 事業予定地について

- ① 土地利用の制限などにより許可等を必要とする地域については、関係部署との調整期間を含め、令和4年4月1日までに確実に事業開始が可能な事業予定地（公道に接続する道路等を含む。）を確保する必要があります。

なお、応募書類提出段階では応募者が購入等によって事業予定地を確保いただく必要はありませんが、選定時には事業予定地が確保されていることを売買契約書等により確認します。

- ② 用途地域、建ぺい率、容積率等に基づき、定員数に見合った建設面積の確保が可能な用地を確保してください（応募時点の土地利用に係る規制等を基に事業計画を策定してください。）。

(4) 費用の負担について

応募に関し必要な費用は、応募事業者の負担とします。

(5) 虚偽の記載をした場合

応募者が提出した書類または本市の聴き取り調査（ヒアリング等）において、虚偽の記載等を行った場合は、応募を無効とするとともに、虚偽の記載等をしたものについて、所要の措置を講じることがあります。

(6) その他

有料老人ホームまたはそれに該当するサービス付き高齢者向け住宅を整備する場合は、「仙台市有料老人ホーム設置運営指導指針」の内容を満たす必要がありますので、ご注意願います。

URL:<http://www.city.sendai.jp/korekikaku-shisetsu/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/koresha/rojinho-mu.html>

8. 事業計画の審査

応募者から提出された事業計画は、事業の選定を適正に行うことを目的として設置した「特定施設入居者生活介護事業選定委員会」において審査を行います。

なお、今回の募集において応募がない場合または審査の結果応募された計画が本事業実施の目的を達成できないと判断した場合は、審査を行わない場合があります。

(1) 審査の流れ

審査は「要件審査」、「基礎審査」、「サービス内容等審査」の順に実施します。その他「特に考慮すべき事項」がある場合は、その事項について審査することがあります。

なお、応募された事業計画が「要件審査」において応募要件等を満たしていない場合または「基礎審査」において事業の実施が困難と判断された場合は失格とし、次の審査対象から除外いたします。

(2) 審査の基準

「5. 応募資格」、「6. 応募要件」を満たしている応募者については、下記「① 基礎審査」及び「② サービス内容等審査」の基準により、選定委員会にて事業計画の審査を行います。

① 基礎審査

- ア 監査等の指摘状況
- イ 事業実績
- ウ 事業予定地及び建物の売買等の確約の状況
- エ 利用規制、係争地等による事業予定地の利用可否の状況
- オ 事業運営収支の状況、償還財源の確実性等
- カ 資金計画における資金確保の状況
- キ 交通機関の利便性
- ク 近隣施設の特定施設の整備状況
- コ 災害発生の可能性

② サービス内容等審査

ア 法人の理念

- ・以下イ～トの項目との一貫性

イ 施設運営の基本方針

- ・施設の運営方針が利用者の立場に立った適切なものであるか

ウ 介護・看護職員の人員配置

エ リハビリの取り組み

オ 食事の取り組み

カ 入浴の取り組み

キ 排せつ支援への取り組み

ク 高齢者虐待及び身体拘束廃止に向けての取り組み

ケ 重度者に対する支援方針

コ 非常災害時対策、防犯対策、病状急変時、事故発生時の対応

サ 家族との交流

シ 地域との連携

ス レクリエーション活動等の提供と支援

セ サービス評価の取り組みや苦情への対応

ソ 職員採用計画や職員育成

タ 認知症ケアに対する取り組み

チ 衛生管理に対する取り組み

ツ 法人独自の取り組み

テ 月額の利用料金（家賃相当費用・食費・管理費等）

ト その他

9. その他

(1) 設置に伴う補助制度について

特定施設入居者生活介護整備に対する整備費補助はありません。

(2) 選定及び公表について

事業計画の審査を経て、事前協議事業者を決定（選定）し、当該事前協議事業者の事業者名、施設種別、事業計画地域及び整備定員数を仙台市ホームページにおいて公表いたします。選定されなかった事業者については、公表はいたしません。

ただし、本応募内容等に関し、仙台市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、同条例により取り扱うこととなります。

(3) 提出書類の取扱い

提出書類は、添付資料を含めて返却いたしません（USB メモリは返却いたします。）。また、「5. 応募資格」、「6. 応募要件」の確認のため関係機関に、選定に係る審査（財源の確保等の状況、事業収支の状況）のため公認会計士に、それぞれ提出された書類を提供する場合があります。

(4) 選定後の手続き

選定された事業者は、すみやかに事業者指定権限を持つ仙台市の介護事業支援課指定係と協議に入っていただき、事業開始に向け必要な指導を受けてください。さらに、施設種別ごと（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム）に、別途、担当部署への相談、協議、届出等が必要となります。

施設を新設される場合は、近隣にお住まいの方々や地元町内会を対象とした事業計画等の説明会等の実施をお願いいたします。

また、選定されなかった事業者で、特定施設入居者生活介護の指定を受けずに事業実施を希望する場合（住宅型有料老人ホームや特定施設入居者生活介護の介護サービスを提供しないサービス付き高齢者向け住宅）は、別途、担当部署への相談、協議、届出等が必要となります。

(5) 選定後の事業計画の変更及び辞退

選定後の事業者の都合による事業計画の変更は、原則として認められません。

令和元年度以降に事前協議事業者として選定された後に辞退した事業者より辞退届提出後の次の特定施設入居者生活介護事業の公募において応募があった際は、審査委員会に諮った上で評価を減点することがあります（ただし災害等のやむを得ない事情の場合は除く）。

(6) 事業譲渡の禁止

原則として、選定後における事業の権利譲渡等は認めません。

<問合せ先>

仙台市健康福祉局介護事業支援課指定係

〒980-8671

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

(仙台市役所本庁舎8階)

電話:022-214-8169

FAX:022-214-4443

E-mail:fuk005180@city.sendai.jp